

令和９年度用

仲よしクラブ利用案内

入会受付期間

◆年度当初（４月）から

令和８年11月2日（月）～令和9年1月8日（金）

◆途中入会(5 月以降)

入会希望月の前月１日～10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）

例：７月１日からの入会を希望する場合は、６月１日から10日までの申請が必要です。

お問合せ先

〒594-8501　和泉市府中町二丁目７番５号

和泉市　生涯学習推進室　地域教育推進担当

TEL 0725-99-8198（直通）

E-mail gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp

◆申込方法について◆

年度当初（４月）から入会について

【受付期間】令和８年１１月２日（月）～令和９年１月８日（金）

【受付時間】午前９時～午後５時１５分（土・日・祝日を除く）

【受付場所】市役所５階１２番窓口　生涯学習推進室　地域教育推進担当
※シティプラザ出張所では受付できません。

○ 仲よしクラブ利用中又は利用中のきょうだいがいる場合は、開設時間内であれば、各仲よしクラブへの提出も可能です。
○ オンラインフォームでの提出も可能です。詳しくは次ページをご確認ください。
○ 地域教育推進担当宛の郵送（R9.1.8までの消印のみ有効）での提出も可。

年度途中の入会について

【受付期間】入会希望月の前月１日～10日（10日が閉庁日の場合は翌開庁日）
例：７月１日からの入会を希望する場合は、６月１日から１０日までに申請が必要です。

【受付時間】午前９時～午後５時１５分（土・日・祝日を除く）

【受付場所】市役所５階１２番窓口　生涯学習推進室　地域教育推進担当
※ シティプラザ出張所では受付できません。

○ オンラインフォームでの提出も可能です。詳しくは次ページをご確認ください。
○ 地域教育推進担当宛の郵送（受付期間最終日までの消印のみ有効）での提出も可。

- 入会受付期間を過ぎて申し込みされた場合、入会受付期間中に申し込みされた方が優先となります。また入会決定の通知が遅れます。
- 記入漏れや必要書類の不足、確認事項等がある場合は連絡します。
 簡易書留や特定記録郵便など記録に残る方法で郵送をお願いします。
- 申請書提出後、記載事項に変更が生じた場合は、速やかに地域教育推進担当に提出をお願いします。
- 勤務条件や世帯構成等と事実と異なる場合は、入会を許可出来ないことがあります。
 また、年度途中に判明した場合、退会していただくことがあります。
- 保護者負担金、諸費（おやつ代、教材費）に未納がある場合は、入会を許可することが出来ません。
- 利用開始月の休会はできません。申請をとりやめる場合は、必ず利用開始月の前月末までに地域教育推進担当までご連絡ください。（ご連絡がなければ負担金等の費用が発生します）

提出書類（必要書類がすべて揃わないと受理できません。）

入会申請書 ・誓約書	様式第１号 （裏面誓約書の遵守事項をご一読のうえ、署名欄に記入してください。）
勤務等証明書	様式第２号 ・保護者全員分を提出してください。 ・きょうだいで同時に入会申請をする場合は１部で構いません。 ・申請日からみて２ヶ月以内に発行されたもののみ有効。 ・勤務者は上段に、自営業者は下段に記載してください。 ・内容に虚偽がある場合、刑法上の罰則に問われる可能性があります。
その他	・児童が身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳を所持している場合はそのコピー ・保護者の就学→「就学（予定）証明書」及び時間割等 ・保護者の出産・疾病→「申立書」及び診断書等の各種証明書類 ・減免申請する場合は「減免申請書」 ※各種様式は、地域教育推進担当・各仲よしクラブにて配布しています。また、市ホームページからもダウンロードが可能です。 （下記二次元バーコードより読み込みください） ※オンラインフォームから提出する場合は、「入会申請書・誓約書」の内容を入力の上、必要書類を添付してください。 （下記二次元バーコードより読み込みください） ○オンラインフォーム　○市ホームページ

※ 住所、勤務先、世帯構成等に変更があった場合は、ただちに地域教育推進担当にお知らせください。

【郵送先】
表紙のお問い合わせ先へ郵送してください。

結果通知

○ 年度当初（４月）から希望する場合（入会受付期間内に申し込みされた方）

- 令和９年２月下旬頃に入会決定通知書を発送予定です。

※ 申請期間内において、入会希望者が定員を超える場合は、『和泉市留守家庭児童会入会選考取扱要綱』に基づき、原則低学年から優先して入会を決定します。

※ 待機となった場合は、欠員が生じた時点で順次入会のご案内をします。

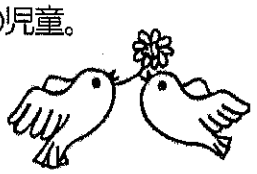
○ 年度途中の入会を希望する場合

入会希望月の前月の下旬頃に通知します。

◆仲よしクラブ(学童保育)の概要◆

1. 対象児童

和泉市立小学校・義務教育学校に在籍の小学校１年生から６年生までの児童で、
放課後から夕方まで保護者全員が週３日以上、労働等で家庭に不在の児童。
※ 保護者が求職中等の方はご利用いただけません。



2. 開設期間・時間

期　間		令和9年４月１日（木）～令和１０年３月31日（金） ※新一年生は【入会申請書】裏面の申立欄をご確認ください
開設時間	平日	放課後から午後７時まで
	土曜日、 三季休暇期間中	午前８時から午後７時まで
	※午後5時以降（11月から１月は午後４時45分）は、児童の安全のため、保護者等のお迎えが必要です。 ※午後6時以降は延長負担金が必要となります。延長利用保育を希望される場合は、別途「延長利用届出書兼誓約書」を提出ください。	

3. 休会日



○日曜日
○国民の祝日に関する法律に規定する休日
○年末年始（１２月２９日～翌年１月３日）
○台風その他の理由等により、警報発令や学校が早退、休校となった場合

4. 開設場所

和泉市立小学校・義務教育学校の敷地内のプレハブ・学校教室にて仲よしクラブを開設しています。

5. 入室・退室

入室時間

○平日　　授業終了後、児童自身で教室から仲よしの教室へ入室します。
○学校休業時　午前８時から午前９時30分までに自宅から仲よしの教室に入室します。
（それ以降の入室になる場合は事前連絡のうえ保護者同伴で入室となります。）

退室時間

○1 人帰り　午後５時まで（11 月～1月の期間は午後４時45分まで）
○お迎え帰り　午後５時から午後７時まで
（11 月～1月の期間は午後４時45から午後７時まで）

※塾、習い事、その他用事等で一度退室した場合、原則当日中の再入室はできません。
※インフルエンザなどの感染症等により仲よしクラブを利用できない場合があります。
※学校を欠席した日は、仲よしクラブをご利用になれません。

6. 休会及び退会

内　容		申請期日	提出方法
休　会	1ヶ月間全日欠席する場合	休会する月の前月末まで	「れんらくちょう」に記載の二次元バーコードから提出してください
退　会	退会する場合	退会する月の月末まで （8ページQ&AのQ11参照）	
注　意	○ 期日までに「休会」「退会」の手続きがない場合は、負担金の納入が必要です。 ○ 1ヶ月を超える休会は認められません。（休会を未手続きで全日欠席の場合も含む） ○ 申込開始月の休会は出来ません。 ○ 以下の場合は退会となります。（退会の手続きをお願いします。） ・ 保護者の離職等により、仲よしクラブの入会対象でなくなった場合 ・ 負担金又は諸費を3ヶ月滞納した場合 ・ その他、仲よしクラブの運営に支障があると認められた場合		

7. 費用

○ 負担金　　月額　5,500　円

※ 月途中の入退会、利用日数に関わらず月額で徴収します。

＊同一世帯において2名以上の児童が利用する場合2人目以降は半額（2,750円）です。

＊同一世帯において2名以上の児童が在籍している場合でも、そのうち1人の児童が休会する場合には利用する児童のうち1人に対して月額5,500円を徴収します。

○ 延長負担金　　月額　1,500　円

※ 午後6時以降の保育を月に1回以上利用された場合必要です。
延長利用日数に関わらず月額で徴収します。（利用された翌月末に徴収）

○ 諸費　　月額　1,500　円

※ 各クラブで提供するおやつ、教材費等に充てます。
月途中の入会、利用日数に関わらず月額で徴収します。

○ 保険代　　年額　800　円（スポーツ安全保険に加入していただきます。）

★負担金、延長負担金、保険代については口座振替による納付となります★

＊ 毎月月末（12月は27日）に指定口座より振替をします。月末が金融機関の休業日の場合は翌営業日の振替になります。入会決定時に必要書類を配布しますので、【口座振替用紙】を振替される金融機関窓口へ提出してください。

＊ 和泉市債権管理条例の制定に伴い、納期限までにお支払いされない場合は、新たに延滞金がかせられる場合があります。なお、督促状を発送した場合は、督促手数料を徴収いたします。

【口座振替 取扱金融機関】

ゆうちょ銀行・三井住友銀行・池田泉州銀行・関西みらい銀行・紀陽銀行
大阪信用金庫・いずみの農協

負担金の減免について

児童の属する世帯の所得状況、その他特別の事由があると認められた場合、負担金の減免制度があります。減免事由に該当する場合は、入会申請時に申請することとなっており、4～6月分負担金については令和8年度(令和7年分)の課税状況で判定し、7月分負担金からは令和9年度(令和8年分)の課税状況により再判定します。

減免理由に該当する場合でも、申請がない場合は、審査ができないため、減免が適用できません。(負担金の支払いが必要となります) ご注意ください。なお、諸費、スポーツ安全保険代の減免制度はありません。

減免理由	減免額	
	負担金	延長負担金
児童が生活保護法による被保護世帯に属するとき	全　額	500円 ⇒月額1，000円が必要
児童が事業実施年度分(減免の申請日の属する月が事業実施年度の5月までの場合にあっては前年度分)の市町村民税非課税世帯に属するとき		
児童の保護者が災害その他特別の事情により負担金を納付することが困難と市長が認めるとき	市長が必要と認めた額	

※ 年度途中に減免理由に該当(世帯構成の変更・生活保護の受給開始・市税の修正申告等)するようになった場合は、**申請の翌月からの減免適用**となりますので、ご注意ください。

※ **減免理由に該当しない状況(世帯構成の変更・生活保護の廃止・市税の修正申告等)になった場合は、速やかに市役所　地域教育推進担当へ申出**してください。申出が遅れた場合、減免理由に該当しない月まで遡及し追徴となりますので、ご注意ください。

8. 仲よしでの生活

○ 自由遊び、集団遊び、本読み等を行い、支援員の指導のもとに生活します。
宿題をする時間は設けていますが、教科指導は行いません。

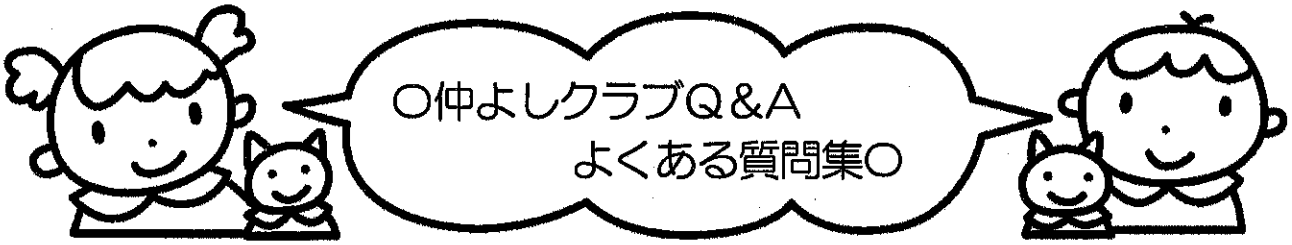
○ 給食がない日（短縮授業時、土曜日、長期学校休業期間等）は、昼食を持参していただきます。
※ インスタント食品やお金は持たさないでください。

9. その他

詳しい内容は入会する際に、仲よしクラブにて説明します。



◆Q&A◆



Q1：勤務証明書の取得に時間がかかり期日に間に合わない。入会申請書だけ期限内に提出してもよいか？

A1：仲よしクラブの入会受付は申請書類すべてが揃ってからの受付となり、書類が揃っていない場合は、受付することができません。

Q2：申請書に記載する内容を間違った。訂正する際に訂正印は必要か？

A2：訂正印は不要です。誤った箇所は二重線の取消線をし、正しい内容の記載をお願いします。

Q3：勤務証明書に記載する内容を勤め先の人が間違った。訂正する際に訂正印は必要か？

A3：訂正印が必要です。

Q4：転入または転居予定であり、４月には和泉市の●●小学校に入学することになっている。仲よしクラブを申込したい。どうすればよいか？

A4：通学する学校が決定しているのであれば、転入・転居予定でも受付可能です。
ただし、小学校のお手続きに関しましては「和泉市教育委員会　学校教育室(99-8159)」へお問い合わせください。

Q5：申請後に市内転居が決まり、申請していた学校ではなくなった。どうすればよいか？

A5：申請書を再度提出していただきます。早急に提出をお願いします。
勤務証明書等は変更がなければ改めての提出は不要です。

Q6：仕事以外の理由で、仲よしクラブに預けるには何が必要か？

A6：保護者の就学→「就学(予定)証明書」＋時間割がわかるものを提出
保護者の疾病→「申立書」＋医師の証明する診断書(写し可)
※保育が困難な状態であること及びその期間が記載されたもの
保護者の出産→「申立書」＋母子手帳（母の氏名と分娩予定日が記載されているページ）のコピー
※入会対象期間：出産予定月の前後２ケ月(最大５ケ月)＋「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」で定める育児休業取得期間
保護者の育休→「勤務等証明書」の雇用期間欄に育休期間を記載

その他の理由については個別でご連絡ください。

◆Q&A◆

Q7：勤務予定・就学予定等で入会申請する場合、入会後に再度証明書を取得し提出する必要はあるか？

A7：必要です。入会後に【見込み→確定】に変更した証明書を提出する必要があります。
提出先は仲よしクラブでも構いません。

Q8：退職したら、すぐ仲よしクラブを利用できなくなるのか？

A8：仲よしクラブの利用条件に当てはまらなくなるため退会となります。(退会届の提出必要)
月の途中で退職され、翌月から就業が決まっている場合は、その月中に翌月からの勤務証明書(見込み)の提出があれば、引き続き利用していただけます。

Q9：申請をしたが、仲よしクラブが必要でなくなった。どうしたらよいか？

A9：必要でなくなった時点で早急にご連絡ください。
入会説明会前であれば下記メールアドレス宛に送信ください。

○宛先メールアドレス→ gakudou@city.osaka-izumi.lg.jp
○件名→ 令和９年度　入会取りやめ
○本文→「学校名」「児童名」「新学年」「児童の生年月日」「保護者名」
　　を入力いただき送信ください。
※メール受信後、市からの返信はありません。受信確認を希望の方はお電話にてお問合せください。

Q10：勤務開始前で勤務証明書を記入してもらえない。どうすればよいか？

A10：就業開始日や勤務時間、勤務曜日などが分かるもの(内定証明書等)を提出いただければ勤務証明書に代わるものとして受付しますが、就業後１か月以内に勤務証明書の提出が必要です。

Q11：休会または退会の手続き方法は？

A11：(例) ５月休会をしたい。
→４月30日までに【休会届・退会届提出フォーム】より手続きが必要となります。
(例) ７月末で退会したい。(８月以降は利用しない)
→７月31日までに【休会届・退会届提出フォーム】より手続きが必要となります。

Q12：夏休み期間のみ仲よしクラブを利用したい。

A12：仲よしクラブは月単位での利用となります。
そのため、７月から入会を希望される場合は６月１日（火）から10日（木）まで入会申請が必要です。